

使用済み小型二次電池の回収について

市では、使用済み小型二次電池の回収を行います。膨張した等の理由により、販売店で回収できなかったものも対象となります。市民課環境衛生係で回収します。窓口までご持参ください。

○ 回収できるもの

リチウム蓄電池、ニカド電池、ニッケル水素電池、密閉型鉛蓄電池、その他種別の特定が困難な二次電池



✕ 回収できないもの

使い切りタイプ電池（リチウム一次電池、乾電池）は回収対象外です。また、つがる市民が排出するものが対象であり、市外の方や事業者排出のものは対象外となります。



絶縁方法について

絶縁前（テープを貼る前）

バッテリーの端子部分が露出している状態



端子部分が露出している状態

金属などに触れるとショートや発熱・発火の危険があります。

絶縁後（テープを貼った後）

端子部分を絶縁テープで覆い、絶縁した状態



端子部分を絶縁テープで覆った状態

端子同士や金属に触れてもショートするのを防ぎます。



ごみの集積所には絶対に出さないでください。

可燃ごみ・不燃ごみとしてごみ集積所に出してしまうと、ごみ収集車やごみ処理施設における**火災事故の原因**になります。皆さまのご協力をお願いします。

詳しくはホームページをご確認ください。



【問い合わせ先】市民課 電話42-2111(内線267)

有 料 広 告

人と街の夢にアクセス



A-BITS

株式会社 エービットツ
<http://www.a-bits.co.jp/>



戦没者等の遺族に対する第12回特別弔慰金のご案内

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に対し第12回特別弔慰金が支給されます。

▼支給対象者および特別弔慰金支給順位

1. 弔慰金の受給権者（第11回特別弔慰金受給者など）
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
（戦没者等の死亡当時、生計関係を有していたか等の要件により順番が入れ替わります。）
4. 上記1から3以外の三親等内の親族（甥、姪など）
（ただし、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。）

▼支給内容 額面27万5千円、5年償還の記名国債

▼請求期限 令和10年3月31日まで（期限を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。）

◆留意事項◆

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は請求者が責任をもって行うことになります。

【問い合わせ先】 福祉課 電話42-2111（内線247）

住宅耐震化推進支援事業

災害に強いまちづくりに資することを目的として、以下の支援事業を行います。

木造住宅耐震診断支援事業希望者募集

耐震診断員を派遣し、木造住宅の耐震診断業務を行います。

▼診断費用(自己負担分)：1万1千円（延べ面積200㎡を超える場合は自己負担の増額があります）

▼募集件数：1件 ※件数を超えた場合は抽選。

木造住宅耐震改修支援事業希望者募集

木造住宅の耐震改修工事または除却工事に要する経費の一部を補助します。

▼補助金額：補助対象経費の23% ※上限117万2千円/件（上限を超えた分は自己負担）

▼募集件数：1件程度 ※申請金額の合計が、予算額を超えた場合は抽選。

ブロック塀等耐震改修促進支援事業希望者募集

倒壊の危険性があるブロック塀等の改修・除却工事等を実施する方に対し、工事に要する経費の一部を補助します。

▼補助金額：工事費の2/3、上限24万円（上限を超えた分は自己負担）

▼募集件数：1件 ※件数を超えた場合は抽選

【共通事項】

▼申込書：市ホームページからダウンロードできるほか、建築住宅課で申込書を配布します。
（閉庁日を除く8時30分～17時）

▼募集期間：7月1日(水)～7月7日(火)（閉庁日を除く）

▼抽選日：7月15日(水) ※募集件数に満たなかった場合は、7月16日～10月30日の期間において引き続き募集を行います。（先着順）

詳細は市ホームページをご覧ください。 ※悪質な業者による勧誘にご注意ください。

【問い合わせ先】 建築住宅課 電話42-2111（内線381、384）